別紙３

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第47号）による改正の概要（雇用保険制度関係）

令和６年６月５日成立

改正の趣旨

こども未来戦略（令和５年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行し、夫婦ともに働き、育児を行う「共働き・共育て」及び育児期を通じた柔軟な働き方を推進するため、出生後休業支援給付及び育児時短就業給付を創設する。

改正の概要

１．出生後休業支援給付の創設【令和７年４月１日施行】 ＜財源＞子ども・子育て支援納付金

○　子の出生直後の一定期間以内（男性は子の出生後８週間以内、女性は産後休業後８週間以内）に、被保険者とその配偶者の両方（※１）が**14日以上**の育児休業を取得する場合に、**最大28日間**、休業開始前賃金の13%相当額を給付し、既存の育児休業給付とあわせて**給付率80%（手取りで10割相当）（※２）**の給付を行う。

※１　配偶者が専業主婦（夫）の場合やひとり親家庭の場合などには、配偶者の育児休業の取得を求めずに出生後休業支援給付を支給する。

※２　給付は非課税であり、かつ、育児休業中は社会保険料が免除（一定の要件あり）されるため、休業前の手取り賃金と比較すると、実質的には10割相当の給付となる。

○出生後休業支援給付の給付イメージ

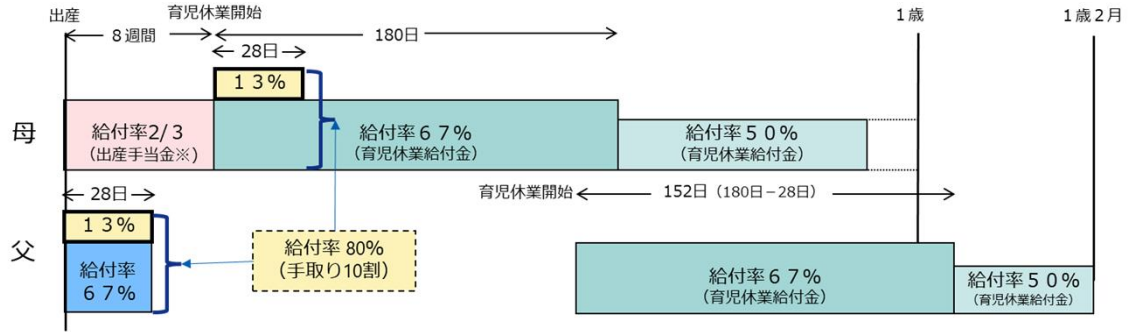

※健康保険等により、産前６週間、産後８週間について、過去12ヶ月における平均標準報酬月額の２/３相当額を支給。

２．育児時短就業給付の創設　【令和７年４月１日施行】 ＜財源＞子ども・子育て支援納付金

○　被保険者が、**２歳未満の子を養育するため**に、時短勤務をしている場合に、**時短勤務中に支払われた賃金額の10%**を給付する。

○育児時短就業給付の給付イメージ

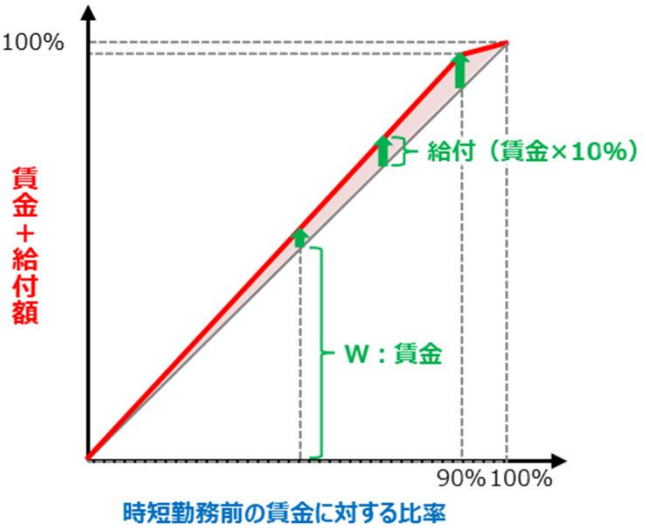

（注）　時短勤務前の賃金に対する時短勤務時の賃金の比率が90%を超える場合は、給付率が逓減する。